

山形県農林水産部所管  
補助事業確認検査要綱関係集

平成 2 2 年 4 月

山形県会計局工事検査課

# 山形県農林水産部所管 補助事業確認検査要綱関係集

## 目 次

山形県農林水産部所管補助事業確認検査要綱 .....	3
(様式第1号) .....	7
(様式第2号) .....	8
(様式第3号) .....	9
(様式第4号) .....	10
(様式第5号) .....	11
(様式第6号) .....	12
(様式第7号) .....	13
補助事業確認検査業務の流れ図 .....	14
「山形県農林水産部所管補助事業確認検査要綱」の運用について .....	15
山形県農林水産部所管補助事業確認検査基準 .....	16

## 山形県農林水産部所管補助事業確認検査要綱

昭和55年8月29日

出工第42号

施工 昭和55年9月1日

改正	昭和56年 4月 1日	出工第 2号	昭和61年 3月18日	出工第41号
	昭和61年11月25日	出工第18号	昭和62年 3月20日	出工第27号
	平成元年 3月 6日	出工第41号	平成元年 3月27日	出工第45号
	平成 2年10月31日	出工第33号	平成 6年10月19日	出工第24号
	平成13年 4月20日	出工第 3号	平成16年11月30日	出工第19号
	平成22年 4月 1日	工検第 2号		

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、農林水産部所管の補助金等の交付を受けて補助事業者等の施行する建設工事（以下「工事」という。）に係る事業（以下「補助事業」という。）について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）の第15条に基づいて行う現地調査等を確認検査（以下「検査」という。）といい、これに関する必要な事項を定めるものとする。

### (工事完了届の提出)

第2条 補助事業者等は、工事が完了したときは、工事完了届（別記様式第1号）を2部提出するものとする。

### (検査の種類)

第3条 検査の種類は、完成確認検査、出来形確認検査及び中間確認検査（以下「工事検査」という。）並びに事務検査とする。

- 2 完成確認検査は、補助事業者等から工事完了の届出があったときに行う。ただし、別に定める場合にあつては検査を省略できるものとする。
- 3 出来形確認検査は、補助事業者等から出来形確認検査の請求（別記様式第3号）があったときに行い、事務手続きは完成確認検査に準拠するものとする。
- 4 中間確認検査は、工事の施行中途において必要に応じて行う。
- 5 事務検査は、補助事業の完了又は中途において必要に応じて行う。

### (検査区分)

第4条 検査は、次の表の区分に応じ、検査担当機関の左欄に掲げる機関が担当して実施するものとする。

検査区分	管内区分	事業又は工事の区分	検査担当機関	
			左 欄	右 欄
工事検査	総合支庁	1件の設計金額が2000万円を超える工事	工事検査課長	本庁の主管課長（以下「主管課長」という）又は総合支庁長
		上記以外のもの	総合支庁長	
	本庁	1件の設計金額が2000万円を超える工事	工事検査課長	主管課長
		上記以外のもの	主管課長	
出来形確認検査及び中間確認検査	総合支庁		総合支庁長	
	本庁		主管課長	
事務検査	総合支庁		総合支庁長	工事検査課長又は主管課長
	本庁		主管課長	工事検査課長

2 前項の規定により検査を実施する検査担当機関は、必要があると認めるときは、前項の表の検査担当機関の右欄に掲げる機関に検査を依頼することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、専門的知識を必要とするため検査担当機関において検査することが困難であるときは、他の機関に検査を依頼することができる。

（検査員）

第5条 前条の規定による検査は、前条第1項の表の検査担当機関の欄に掲げる職にある者又はその命ずる職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

2 検査担当機関は、前項により検査員を命ずるときは確認検査命令書（別記様式第2号）により行うものとする。

3 前条第2項の規定により検査を依頼するときは、確認検査依頼書（別記様式第2号）により行うものとする。

(工事完了届の処理)

第6条 総合支庁長及び主管課長は、第2条の規定による工事完了届を受理したときは、検査の終了まで保管するものとする。

(検査の通知)

第7条 総合支庁長は、第4条の規定により工事検査課長が検査を行う工事については、確認検査請求書(別記様式第2号)を検査希望日の属する月の前月20日まで工事検査課長に提出するものとする。

- 2 検査担当機関は、検査員を決定したときは確認検査命令書(別記様式第2号)により総合支庁長に通知するものとする。
- 3 総合支庁長は、自ら検査員を決定したとき及び前項の通知を受けたときは補助事業者等に検査日程等を通知するものとする。

(検査の立会い)

第8条 検査員は、総合支庁長の指定する職員及び請負者を立ち合わせることができる。

(検査の方法)

第9条 工事検査は、補助事業者等の検査書類並びに工事請負契約書、図面、仕様書その他の関係書類(以下「設計図書」という。)に基づき、別に定める「山形県農林水産部所管補助事業確認検査基準」により行うものとする。

- 2 事務検査は、事業の執行状況及び経理状況が適正に処理されているかどうかについて行うものとする。

第10条 検査員は、必要があると認めるときは、破壊して検査を行うものとする。

第11条 検査員は、検査上必要があると認めるときは、総合支庁長若しくは関係職員又は補助事業者等若しくは請負者に対し書類、記録その他の物件の提出又は説明を求めることができる。

(検査の結果)

第12条 検査員は、検査の結果、工事の出来形、内容が設計図書に照合し不完全の箇所がある場合において、その状況が軽微であると認めるときは、口頭をもって工事の手直しを指示するものとする。

- 2 補助事業者等は、前項の指示事項を完了したときは、検査員に報告するものとする。

- 3 前項の報告を受けた検査員は、指示事項の内容等により完了確認の検査を省略することができる。

第13条 検査員は、検査を終了したときは、速やかに確認検査復命書（別記様式第4号。以下「検査復命書」という。）により検査担当機関に復命するものとする。

- 2 総合支庁長は、検査の結果を工事完了届により補助事業者等に通知するものとする。

第14条 検査担当機関は、前条の復命に基づき工事の手直しを要すると認めるときは、工事手直請求書（別記様式第5号）により補助事業者等に手直しを命ずるものとし、補助事業者等は、工事手直請求書（別記様式第6号）を提出するものとする。

- 2 前項の工事の手直しが完了したときは、速やかに工事手直完了届（別記様式第1号）を提出するものとする。
- 3 第1項の規定により手直しを命じた部分の検査は、完成確認検査の例により行うものとし、当該復命書は第13条の規定により復命を行った検査員を経由して提出しなければならない。

（検査復命書の処理）

第15条 検査員が工事検査課の職員であるときは、検査復命書を作成し、本庁の支出に係るものにあつては、主管課長に送付するとともに、その写しを総合支庁長及び工事検査課長に提出するものとする。

総合支庁の支出に係るものにあつては、当該復命書を総合支庁長に送付するとともに、その写しを工事検査課長に提出するものとする。

- 2 検査員が主管課の職員で、工事検査課長より検査の依頼を受けた場合にあつては、検査復命書を作成し、前項の規定に準じて処理するものとする。

- 3 検査員が支庁等の職員であるときは、検査復命書を作成し、本庁の支出に係るものにあつては、主管課長に送付するとともに、その写しを総合支庁長に提出するものとする。

総合支庁の支出に係るものにあつては、当該復命書を総合支庁長に提出するものとする。ただし、工事検査課長より検査の依頼を受けた場合にあつては、第1項の規定に準じて処理するものとする。

- 4 前各項の検査復命書は、確認検査完了通知書（別記様式第7号）により送付するものとする。

別記

(様式第 1 号)

平成 年 月 日			
山形県知事 氏 名 殿			
住 所 補助事業者等名 ⑩			
工 事 (手直) 完 了 届			
下記のとおり工事 (手直) が完了したからお届けいたします。 記			
工 事 名	平成 年度		工事
地区名及び 地区番号		事 業 名	事業
工 事 箇 所			
工 事 概 要			
工 事 費	円	確認工事費	※ 円
工 期	着工 平成 年 月 日 完成 平成 年 月 日	完成年月日 検査年月日	平成 年 月 日 ※平成 年 月 日
平成 年 月 日			
補助事業者等 殿			
山形県知事名 氏 名 ⑩			
下記の工事について、完了と認め通知します。			

- 備考 1 用紙の規格は、日本工業規格A列4とする。
- 2 本書は2通を提出し、検査完了後1通は補助事業者等に交付する。
- 3 ※印欄は、県において記入する

(様式第2号)

確 認 検 査 請 求 (依 頼) 書										確 認 検 査 命 令 (依 頼) 書				
検 査 種 別	完成確認 出来形確認 中間確認 事務検査	伺 い  月 日								伺 い  月 日	工事検査 課長		担 当 主 管	担 当
工事検査課長 殿 平成 年 月 日 部(局)長・出先機関の長 ㊟										部(局)長・出先機関の長 殿 平成 年 月 日 工事検査課長 ㊟				
下記工事について確認検査を実施されるよう請求(依頼)します。										下記のとおり確認検査を(依頼します。)命じたので通知します。				
整理 番号	工 事 名	工事概要	工事 箇所	主 管 課 名		着工年月日 完成年月日	検査希 望月日	備 考	検査 区分	検査 月日	検 査 員 職 氏 名	復命 月日	送付 月日	
				補 助 事 業 者 名	(確認工事費) 工事費(円)									
							/			/		/	/	
							/			/		/	/	
							/			/		/	/	
							/			/		/	/	
							/			/		/	/	
							/			/		/	/	
							/			/		/	/	

- 記入要領 1 検査種別は完成・出来形・中間・事務ごと別葉とする 2 太線内は記入不要 3 請負契約ごと記入のこと 4 部名は記入不要  
 5 (確認工事費)は記入不要 6 課(室)又は出先機関に依頼するものは検査区分に「依頼」と表記する 7 検査請求書の提出後に  
 変更追加したものは、検査請求書に追記し追加提出のこと 8 検査日が翌月延期となったものは、翌月分の検査請求書に記載のこと  
 9 検査省略の工事については備考欄に該当事項を記入し、別表で提出のこと 10 検査の担当機関等に応じ、決裁者欄は適宜変更のこと  
 11 用紙の規格は日本工業規格A列4とする



別記

(様式第3号)

平成 年 月 日			
山形県知事 氏 名 殿			
住 所 補助事業者等名 ㊟			
出 来 形 確 認 検 査 請 求 書			
下記の工事について、出来形確認検査を実施されるよう請求します。 記			
工 事 名	平成 年度	工 事	
地区名及び 地区番号		事 業 名	事 業
工 事 箇 所			
工 事 概 要			
工 事 費	円	確認工事費	※ 円
工 期	着工 平成 年 月 日	完成年月日	平成 年 月 日
	完成 平成 年 月 日	検査年月日	※平成 年 月 日
平成 年 月 日			
補助事業者等 殿			
山形県知事名 ㊟			
下記の工事について、完了と認め通知します。			

- 備考 1 用紙の規格は、日本工業規格A列4とする。
- 2 本書は2通を提出し、検査完了後1通は補助事業者等に交付する。
- 3 ※印欄は、県において記入する

(様式第4号)

年 月 日							
伺 ・ 回覧							

確 認 検 査 復 命 書								
確認検査の結果下記のとおりでありましたから復命します。								
平成 年 月 日								
検査員 所 属						印		
職氏名								
山形県知事 氏				名 殿				
検査調書 (完成・出来形・中間・事務)								
工 事 名		平成 年度				工事		
地区名・地区番号				事業名				
工 事 箇 所		市・町・村 大字				地内先		
補助 事業 者等	住 所							
	代表者名		工 期	着 工		平成 年 月 日		
	検査年月日			完 成		平成 年 月 日		
	検査員職氏名		完 成 の 日		平成 年 月 日			
事 業 主 体 名				確認検査年月日		平成 年 月 日		
確 認 額	費 目	設 計		実 績		確 認		摘 要
		数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)	
確 認 事 項 (検査状況写真は別添のとおり)								
検 査 結 果								

(注) 事務検査の場合は適宜変更のこと。

(様式第5号)

( ) 経由			
補助事業者等名		殿	
山形県知事		氏 名 ⑩	
工 事 手 直 請 求 書			
下記工事について、(完成・出来形・中間) 確認検査をしたところ、下記事項について手直しの必要があるので、補修改造されるよう請求します。			
記			
年度		工事	
地区名地区番号		事業名	
工 事 箇 所	市 郡	町 村 大字	地 内 先
検査員職氏名	検査実施の日 年 月 日		
立 会 人 職 氏 名	県 側	補助事業者側	請 負 者 側
補修改造の 完了期限	年 月 日		
補修改造を要する 事項			

(様式第6号)

年 月 日			
山形県知事 氏		名 殿	
		所在地	
		補助事業者等名 <span style="float: right;">㊟</span>	
工 事 手 直 請 書			
年 月 日付で請求あった下記工事に係る補修改造事項は、期限まで完了します			
記			
年度		工事	
地区名地区番号		事業名	
工 事 箇 所	市 郡	町 村 大字	地 内 先
補 修 改 造 の 完 了 期 限	年	月	日
補修改造を要する事項			

(注)手直補強工事の施工請負者から事業主体あての請書を添付すること。

(様式第7号)

第 号  
年 月 日

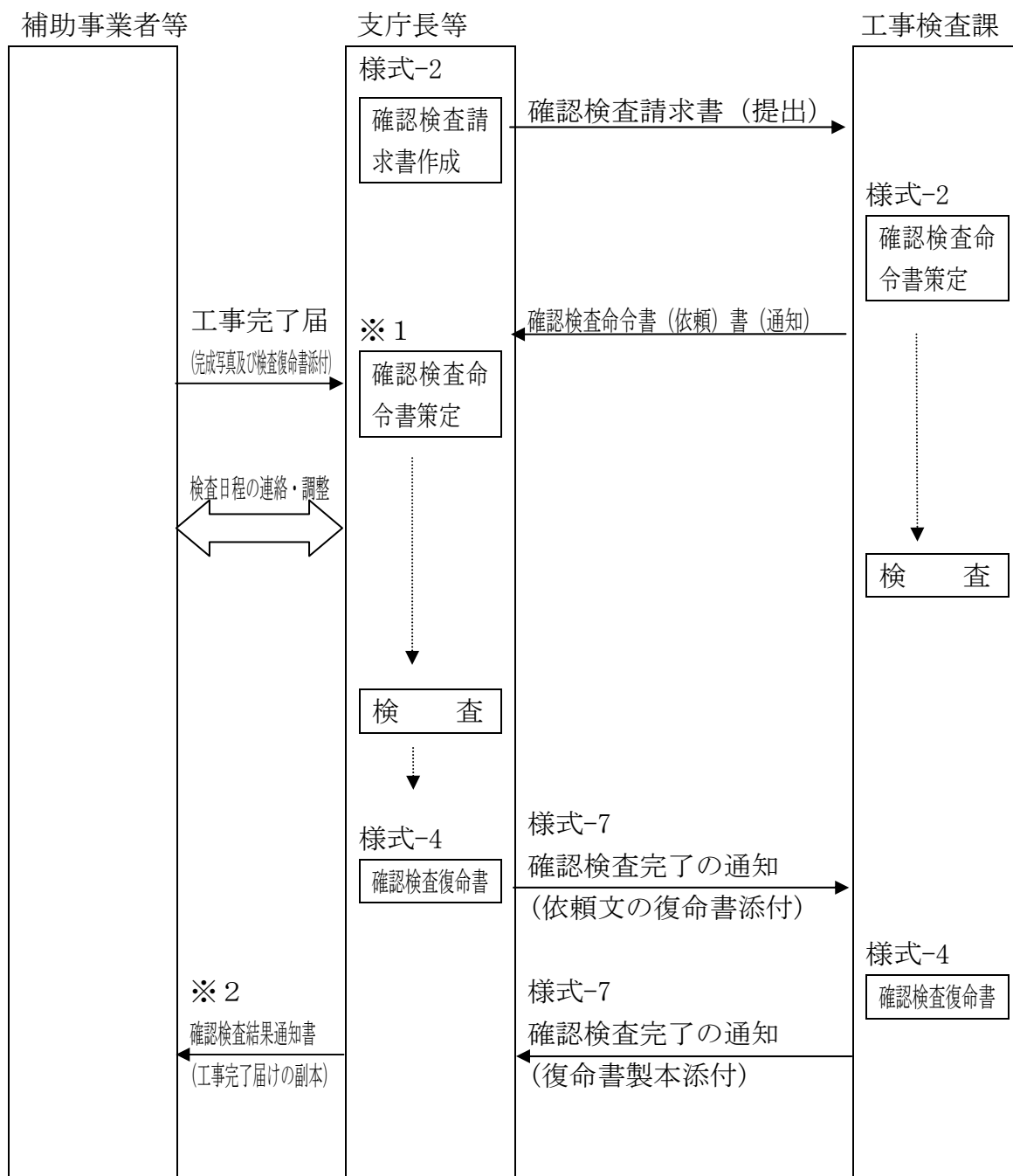
会計局工事検査課長  
農 林 水 産 部 長 殿  
支 庁 長 等

会計局工事検査課長  
農 林 水 産 部 長  
総 合 支 庁 長 (印)

確認検査完了について (通知)

別添のとおり完了したので通知します。

## 補助事業確認検査業務の流れ図



適用

- ※1 支庁長等の確認検査命令書 (様式2号) は、依頼検査も含めて策定する。
- ※2 工事完了届 (様式1) の1部に結果を記入して通知する。
- ※3 出来形確認検査請求書 (様式3号) 処理は、完成確認検査と同様とする。

## 「山形県農林水産部所管補助事業確認検査要綱」の運用について

昭和55年9月1日 出工第44号  
出納事務局長、農林水産部長  
から関係各課長、関係出先機  
関の長あて通知

改正 昭和56年 4月 1日 出工第 2号 昭和62年 3月20日 出工第29号  
平成 6年10月19日 出工第25号

昭和55年9月1日から全面改正施行された上記要綱の運用については、下記によられたく通知します。

### 記

#### 第1条関係（趣旨）

建設工事とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事をいう。

#### 第2条関係（工事完了届の提出）

- 1 工事完了届は、山形県補助金等の適正化に関する規則第14条の実績報告書とは別に、交付決定された補助事業のうち、個々の建設工事が完了したとき提出するものとする。
- 2 前項の工事完了届（2部）には、工事完成写真及び工事完成検査復命書（写）1部を添付するものとする。

#### 第3条関係（検査の種類）

第2項中「別に定める場合」とは、次の各号に定めるいずれかに該当するときとする。

- ① 補助事業者等から受託した工事で、既に県の検査を受けているもの。
- ② 補助事業者等に工事検査に関わる組織が設置されている場合で、総合支庁長が認めるもの
- ③ 検査担当機関が総合支庁長で、補助事業者等が行った工事の実施状況等により総合支庁長が認めるもの

#### 第9条関係（検査の方法）

水中又は地下に埋設する工事及び完成後外面から明視することができない工事の検査は、工事担当職員、補助事業者等又は請負者の提出する資料、その他の記録により検査を行うことができるものとする。

#### 第12条関係（検査の結果）

軽微であるものとは、補修又は改造が10日以内で完了し得るものとする。

# 山形県農林水産部所管補助事業確認検査基準

昭和 55 年 9 月 1 日

出 工 第 47 号

改正 昭和 61 年 11 月 25 日 出工第 19 号

平成 6 年 10 月 19 日 出工第 24 号

## 1. 技術検査基準

イ 「山形県建設工事検査技術基準（工事成績評  
定基準を除く。）」を参考とする。

ロ 工事の施工管理記録及び検査実施状況によっ  
ては、現場確認を省略できる。

## 2. 事務検査基準

別紙「事務検査基準」による。



別紙

事 務 検 査 基 準

項 目	検 査 書 類	検 査 要 綱
1. 事業実施 手続き	条例、定款、規約等	(市町村) 負担金徴収条例、その他関係規則、規程及び要綱等の制定内容の確認  (土地改良区) 定款、規約、規程及び規則等の制定内容の確認
	議案書、議事録等	予算、事業計画、借入金、起債、負担金及び賦課金等に関する議決内容の確認
	事業の計画、申請、変更申請、着手及び完了等の関係書類 補助金の交付申請書	事業施行の同意及び認可の状況並びに申請内容と割当、決定等の通知内容の確認
	補助事業の状況報告書 補助事業実績報告書	報告内容の確認
2. 経理状況	現金出納簿	帳簿記載内容の確認及び預金通帳、現金等との残高照合
	収入整理簿、収入関係書類	帳簿及び関係書類の記載内容の確認
	負担金、賦課金徴収簿	賦課関係帳簿、伝票の照合並びに賦課基準、徴収内容の確認
	借入金台帳	借入限度額、融資申込み、貸付決定内容の確認  借入先、借入利息、借用証書、償還状況の確認
	支出整理簿、支出関係書類	帳簿及び関係書類の記載内容の確認
	物品管理簿、財産台帳	物品及び財産の管理状況の確認

項 目	検 査 書 類	検 査 要 綱
3. 工事執行状況 (1) 請負	設計、積算関係書類	設計、積算内容の確認
	施行伺い	工事施工時期、予算、契約及び施工方法の確認
	入札関係書類	指名業者の選定及び通知、請負条件、現場説明、入札方法、入札の日時及び場所、予定価格、制限価格

		入札書、委任状等の確認 見積及び随意契約処理状況の確認
	請負契約書	契約記載金額と落札金額の照合 契約約款、特記事項、仕様書等の確認
	変更契約書	変更理由及び変更内容の確認 当初設計及び当初契約との関連性の確認
	検査関係書類	工事検査内容の確認 物件の検収状況の確認
	その他工事関係書類	設計書、工程表、業者提出書類、工事日誌、 材料品受払簿、工事関係写真、工事中止及 び延長関係書類、人夫出役及び工事監督等 関係書類の内容確認
(2) 直営	資材購入関係書類	購入時期、購入方法及び契約条件の確認
	売買契約書	設計書、予定価格、入札内容等の確認
	貸金台帳、人夫出面票	支払内容の確認 労災保険料支出の確認
	工事日誌	作業内容、施工管理状況の確認 資材の受払、人夫の出役状況の確認
4. 用地買収、 補償業務	計画書、図面、契約書等の関係 書類	積算基礎、契約内容、登記事項等の確認
5. 換地業務	成果品	契約内容と成果品の確認